



## 家庭系ごみ有料化について

日本共産党 松本 正幸



高座クリーンセンター

**問** 昨年の12月定例会初日に、家庭系ごみの一部有料化の関連議案が議決されました。3市で一部事務組合を構成している座間市長は「構成3市がそれぞれの立場で、共通の目的、可燃ごみの減量化に向けての取り組みをそれぞれが深めていくということがあるべき姿だと私は考えております」。また、綾瀬市長は「家庭系ごみの排出量抑制のための有料化については、有料化を行った他市の事例などから効果が薄いものといふふうに私どもは認識しております」など、現時点では2市とも有料化をしないという考え方を示しました。この間、ごみの有料化に反対する署名は、条例改正前に3千筆、改正後に33397筆と極めて短期間に集まり、市民からのごみ有料化に対する強い不満や怒りの表明だと思います。署名活動の中で「ごみの処理は税金で賄うべき、そのために市民は多くの税金を払っているのだから」「市長は市民生活の実態を理解しているのか」など、さまざま意見がありました。そこで、ごみ有料化に反対する署名の受け止めについて伺います。また、ごみの有料化は中止すべきと考えますが、見解を伺います。

**答 (市長)** : 6千筆を超える反対署名が提出されていることは承知しています。ごみ減量化については3市とも一致しており、一般廃棄物処理基本計画に従つて各市が取り組むこととしています。本市は、その一つの方法として、家庭系ごみの一部有料化と戸別収集を今年9月30日から実施する準備を進めています。議会からいただいた附帯決議は真摯に受け止め、ごみ減量化に不退転の決意で取り組んでまいります。

その他他の質問  
・交通移動支援と公共交通のあり方について

**問** 福祉避難所に指定されている総合福祉社会館、わかば会館も×印表示です。丘陵地帯への福祉避難所の設置も考慮が必要があると思いますが、対策について伺います。

**答 (保健福祉部長)** : 浸水の状態によっては高台にある避難所を代替施設にするという判断も必要だと思います。あきば作業所も福祉避難所に位置付ける準備をしています。

**問** JR線沿いの社家・門沢橋地域から丘陵地帯の杉久保にある「はぐはぐ広場」へは車がないと利用できない距離です。この地域では新築戸建てへの子育て世代の転入が多く、既存の公共施設を活用した、常駐の保育士による子育て支援施設を配置する必要があると考えますが、見解をお聞きします。また、母親を精神的に支え家庭で育児をともにする父親教室の開催についてお聞きします。

**答 (市長)** : 3カ所計画の「はぐはぐ広場」の3カ所目を4月に開設しますので、その効果について、検証しながら見極めていきたいと思っています。

**答 (保健福祉部長)** : 父親教室の開催については、来年度に3カ所の「はぐはぐ広場」に講座の開催を提案しようと考

えています。また父親も参加しやすいよう、子育て講座を土曜日に開催していく予定です。

その他他の質問  
・避難所生活の充実について



## 河川流域の洪水避難対策について 南部地域に新たな「はぐはぐ広場」を

いちじょうの会 西田 ひろみ

**問** 心肺停止とは、呼吸が止まり心臓も動いていない状態を言い、一刻も早く心肺を蘇生させてはなりません。海老名市議会でも消防職員を講師に、普通救命講習を受けたことがあります。講習でも難しいと思いましたが、いざ、実際に自分がバイスタンダー、つまり救急現場に居合わせた人になった場合、講習で教えてもらった内容を即座に実行できるか、甚だ疑問です。そこで、海老名市立の小学校では、教職員も含め児童生徒に対して、心肺蘇生教育はどういう実施されているのか、カリキュラムなど、内容について伺います。

また、身体に疾患を抱える児童生徒について、どのように把握されているのでしょうか。

**答 (教育部次長)** : 市内小中学校では毎年、全教員を対象に消防職員を講師として救急講習を行っています。小学校では、水泳指導の開始に合わせて心肺蘇生法およびAEDの操作を研修し、中学校では、部活動や保健体育の授業などいろいろな場面を想定して同様の研修を行っています。児童生徒に対しては、小学6年生ではAEDは何のためにあるのか、どのような所にあるのかを、中学2年生では胸部圧迫法とAEDの実習を行います。

また、児童生徒の疾病の把握については、入学時に保健調査票を保護者から提出していただき、確認を行っています。さらに進級時にも調査票を保護者にお返しして、内容に変更がないかを確認しています。てんかんや食物アレルギーなど、命に関わる疾病がある児童生徒については保護者と面談を行い、てんかん用の座薬やアナフィラキシー用のエピペンの投与など、不測の事態に対応できるようにしています。



## 学校での心肺蘇生教育について

公明党 福地 茂

**問** 心肺停止とは、呼吸が止まり心臓も動いていない状態を言い、一刻も早く心肺を蘇生させてはなりません。海老名市議会でも消防職員を講師に、普通救命講習を受けたことがあります。講習でも難しいと思いましたが、いざ、実際に自分がバイスタンダー、つまり救急現場に居合わせた人になった場合、講習で教えてもらった内容を即座に実行できるか、甚だ疑問です。そこで、海老名市立の小学校では、教職員も含め児童生徒に対して、心肺蘇生教育はどのように実施されているのか、カリキュラムなど、内容について伺います。

また、身体に疾患を抱える児童生徒について、どのように把握されているのでしょうか。

**答 (教育部次長)** : 市内小中学校では毎年、全教員を対象に消防職員を講師として救急講習を行っています。小学校では、水泳指導の開始に合わせて心肺蘇生法およびAEDの操作を研修し、中学校では、部活動や保健体育の授業などいろいろな場面を想定して同様の研修を行っています。児童生徒に対しては、小学6年生ではAEDは何のためにあるのか、どのような所にあるのかを、中学2年生では胸部圧迫法とAEDの実習を行います。

また、児童生徒の疾病の把握については、入学時に保健調査票を保護者から提出していただき、確認を行っています。さらに進級時にも調査票を保護者にお返しして、内容に変更がないかを確認しています。てんかんや食物アレルギーなど、命に関わる疾病がある児童生徒については保護者と面談を行い、てんかん用の座薬やアナフィラキシー用のエピペンの投与など、不測の事態に対応できるようにしています。